

建設業労働災害防止協会
都道府県支部事務局長 殿

建設業労働災害防止協会
専 務 理 事
(公 印 省 略)

令和 8 年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

今般、厚生労働省より、当協会に対して別添のとおり標記の協力要請がありました。

本件の安全衛生対策の留意事項は下記のとおりとなりますが、継続事項である 1(1)の「墜落・転落災害防止対策」、1(2)の「自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策」、1(15)の「専門工事業者等の安全衛生活動支援事業」、2(3)の「じん肺予防対策」の一環であるずい道等建設労働者健康情報管理システム及び 2(5)の「化学物質による健康障害防止対策」については、引き続き、当協会において積極的に対応していく事項となっています。

また、昨年度に引き続き、3(1)の「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）」、「中小事業者向けのコンパクトコスモス」の導入・活用、3(2)の「建設業における安全衛生教育の推進」については、建設工事関係者連絡会議等を活用し、各支部において発注者及び事業者に対して積極的に周知するとともに、当該取組を的確に展開くださるようお願いいたします。

なお、その他の事項の安全衛生対策についても積極的に推進するとともに、会員への関係通達等により周知等くださるよう併せてお願いいたします。

おって、本件の要請文書を近日中に当協会ホームページに掲載しますので、御活用ください。

記

- 1 労働者の安全確保のための対策
 - (1) 墜落・転落災害防止対策
 - (2) 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策
 - (3) 高年齢者の労働災害防止対策
 - (4) 外国人労働者の労働災害防止対策
 - (5) 一人親方等の安全衛生対策
 - (6) 建設現場におけるデジタル技術の活用推進による安全衛生管理の向上
 - (7) 転倒災害防止対策
 - (8) 交通労働災害防止対策
 - (9) 建設機械等による労働災害防止対策
 - (10) 建築物の梁等の鉄骨部材等の仮支えを行う仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止
 - (11) 荷役作業における労働災害防止対策
 - (12) 交通誘導等の警備業務における労働災害防止対策
 - (13) 山岳トンネル工事における労働災害防止対策

- (14) 伐木等作業における労働災害防止対策
- (15) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業
- (16) 安全衛生経費の確保等
- (17) 建設職人基本法・基本契約に基づく取組等

2 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策

- (1) メンタルヘルス対策
- (2) 熱中症対策
- (3) じん肺予防対策
- (4) 騒音障害防止対策
- (5) 化学物質による健康障害防止対策
- (6) 石綿健康障害予防対策

3 その他の安全衛生に係る対策

- (1) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
- (2) 建設業における安全衛生教育の推進